

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書 No. 2
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	ビーピーイージャパン－１株式会社 代表取締役 ノア・ゲルナー
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木一丁目９番10号アークヒルズ仙石山森タワー29階
【報告義務発生日】	平成29年６月８日
【提出日】	平成29年６月15日
【提出者及び共同保有者の総数 （名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有目的の変更及び当該株券等に関する担保契約等重要な契約の締結

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ジョイフル本田
証券コード	3191
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】**１【提出者（大量保有者）／１】****（１）【提出者の概要】****①【提出者（大量保有者）】**

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ビーピーイージャパン－１株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木一丁目９番10号アークヒルズ仙石山森タワー29階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成26年９月２日
代表者氏名	ノア・ゲルナー
代表者役職	代表取締役
事業内容	投資事業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ビーピーイージャパン－１株式会社 ノア・ゲルナー
電話番号	03-4590-7200

（２）【保有目的】

提出者は、発行者の経営への合理的な関与を行い、発行者の成長戦略等を通じて、発行者の企業価値の向上を実現することを目的として、発行者との間で資本業務提携契約を締結しております。また、かかる業務提携の推進を目的として、提出者は、発行者に対して、２名の取締役を派遣しております。もっとも、かかる資本業務提携契約は、発行者が平成29年６月９日付で開始した自己株式の公開買付け後に終了することが予定されており、また、提出者が発行者に対して派遣している取締役２名のうち、丸岡正氏は、上記の公開買付けの決済日を以って辞任する予定です。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	16,219,600		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 16,219,600	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		16,219,600
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （平成29年5月2日現在）	V 51,612,880
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)	31.43
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	31.43

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者との間で、平成29年6月8日付で、発行者が発行者普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施した場合には提出者がその所有する発行者普通株式の全部（以下「提出者応募予定株式」といいます。）を本公開買付けに応募すること等を内容とする応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結いたしました。本応募契約においては、提出者は応募の結果成立した応募対象株式の買付け等に係る契約を解除しないことを合意しており、また、提出者が提出者応募予定株式の応募義務に違反した場合には発行者に対して違約金を支払う旨の定めがあります。また、提出者は、発行者に対し、本応募契約締結後に一切の株主権（但し、提出者応募予定株式のうち、本公開買付けによって買い付けられなかった株式についての、①本応募契約締結日から平成29年9月に開催予定の発行者の第42期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）までの間における株主総会の招集請求権（会社法第297条第1項、第4項）、並びに、②本定時株主総会における議題提案権（同法第303条第2項）及び議案提案権（同法第304条、同法第305条第1項）以外の株主権の行使はこの限りではありません。）を行使せず、また、本定時株主総会において議決権を行使しない（但し、提出者応募予定株式のうち、本公開買付けによって買い付けられなかった株式についての議決権はこの限りではありません。）ことを合意しております。これらに加えて提出者は、第三者との間で、本公開買付けと抵触し若しくは本公開買付けの実行を困難にする又はそれらのおそれのある合意等や当該合意等に向けた勧誘等を行わず、第三者から発行者普通株式に対する公開買付け又は提出者応募予定株式の全部若しくは一部の買付行為の提案を受けた場合には速やかに発行者に対して通知する旨を合意しております。

なお、提出者は、発行者の普通株式の取得資金の借入れ（以下「本借入れ」といいます。）に際し、提出者応募予定株式に対して、本借入れ及びこれに関連する契約に基づく債務を担保するための質権を設定することを目的として、株式会社三井住友銀行との間で、平成28年3月31日付で株式質権設定に関する協定書（対象会社株式）を締結しておりますが、当該契約に基づき設定された質権は、本公開買付けに際して解除される予定です。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	23,157,040
借入金額計（X）（千円）	15,770,000
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	38,927,040

② 【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
株式会社三井住友銀行（本店 ストラクチャード ファイナンス営業部）	銀行	國部 毅	東京都千代田区丸の内一 丁目3番2号	2	15,770,000

③ 【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地